

議長等の行事出席に関する基準

平成26年3月31日

議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、議長、副議長、委員長及び議員（以下「議長等」という。）が、外部者又は団体等が開催する事業又は行事等（以下「行事等」という。）の出席依頼に対し、公平で公正な応召運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

(出席の判断基準)

第2条 行事等に議長等が出席する判断は次のとおりとする。

- (1) 行事等主催者からの出席依頼文書があること。
- (2) 要請団体は、分野総括団体であること。（構成団体でないこと。）
- (3) 要請団体は、利益若しくは宗教団体又はその類でないこと。
- (4) 行事等は、宗教行事又はその類でないこと。
- (5) 出席要請は、議会から原則1名であること。（議会代表者は1名）
- (6) 公務として認められうるものであること。（町事業との関連性で判断）
- (7) 議会との関係において、出席の必要性があること。

(代替対応)

第3条 前条各号により出席できないと判断した場合は、次の方法により対応することができる。

- (1) 挨拶だけを求めるものは、メッセージ文を贈る。
- (2) 個人的に一般の出席者と同様に、参観、鑑賞、観覧又は観戦する。

(適用除外)

第4条 この訓令は、次に掲げるものには適用しない。

- (1) 公務として出席するもの。
- (2) 議員が当該行事等に対して個人的に出席するもの。

(その他)

第5条 この訓令で定めのない事項は、議長が議会運営委員会に諮って決める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。